

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第81号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び別表の表示に下線が引かれた条及び別表を加える。

改正後	改正前		
<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等） 第8条の4 略</p> <p><u>（水道及び下水道の施設の使用料）</u> <u>第8条の5 条例第15条の2第1項の規則で定める県営住宅は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 条例第15条の2第2項に規定する使用水量の算定は、県が負担する水道等の料金に係る使用期間に相当する期間における各住戸の使用水量を、県が当該住戸に設置した水道メーターにより計量することにより行うものとする。</u></p> <p>別表（第8条の5関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地</td></tr></tbody></table>	名 称	日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等） 第8条の4 略</p>
名 称			
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。